

目標達成に向けた主な取組・計画

1 教職員の健康を意識した働き方改革の推進

(1)教職員の健康管理の推進

- ・ 勤怠管理システムを運用し、ＩＣカード等により客観的に教職員の在校時間を把握する。
- ・ 勤務が長時間となっている教職員と面談を実施し、時間外在校時間が８０時間を超える教職員には、学校医による面接を勧めるよう、管理職を指導する。
- ・ 教職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的にストレスチェックにより、検査結果を個人にフィードバックする。
- ・ 「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」において、学校の負担軽減を図り、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保するため、本市の現状に即した実効性ある方策を企画・立案し、取組を推進する。

(2)職場環境改善の支援

- ・ 各学校における衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を確実に実施する。
- ・ 労働安全衛生推進のための資料を学校に提供する。

(3)週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- ・ 教職員に「休暇等の案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布・周知する。
- ・ 週休日等の割振り変更について、教職員への周知や確実な実施を管理職に指導する。
- ・ 年次休暇や特別休暇を計画的に取得しやすい職場環境づくりを進める。

2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

(1)学校への送付文書や調査等の縮減の推進

- ・ 学校への送付文書や調査を精選し、縮減に努める。
- ・ 新たな施策や調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とする。

(2)志木市教育委員会が主催する研修や会議並びに関係団体等が主催する行事の精選

- ・ 志木市教育委員会が主催する研修や会議を精選する。実施にあたっては、形態や時間配分を工夫し、効率的・効果的な研修や会議とする。
- ・ 志木市教育委員会の要請に基づく南部教育事務所による学校訪問について、過度な応対や接待は必要ない旨を指示し、訪問の際の資料等の簡略化を検討する。
- ・ 関係団体等が主催する行事等の依頼・協力を精選し、教職員の負担軽減推進への理解を図る。

(3)「志木市立中学校の部活動方針」に基づいた部活動の適正化

- ・ 「志木市立中学校の部活動方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を各中学校で策定する。
- ・ 「志木市立中学校の部活動方針」に則り、適切な休養日や活動時間を部活動毎に計画し、校長の承認後、保護者に配布する。
- ・ 部活動顧問の負担が過度にならないよう、適切に休養日を確保することを校長に指導する。

3 教職員の負担軽減のための条件整備

(1)専門職員の活用推進

- ・複数・少人数指導体制推進事業により「スマート教員」を配置し、ティーム・ティーチング等による学習指導を行い、児童の基礎学力の定着や学力向上に活用する。
- ・地域に根差した教育推進事業により「生きる力推進講師」を配置し、児童・生徒の学力向上に対する課題解決や、各学校の特色に応じた教育活動支援に活用する。
- ・教育サポートセンターと連携し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、日本語指導員を派遣し、教育相談や不登校対策、特別なニーズへの支援に活用する。
- ・部活動指導補助員（外部指導者）を活用する。

(2)業務の効率化の推進

- ・「統合型校務支援システム」を導入し、業務の電子化による、作業量の平準化及び業務全般の効率化に取り組む。
- ・各学校や県から紹介された「グッドプラクティス」の情報を提供する。
- ・「留守番応答機能付き電話」を設置し、教職員が集中して業務に取り組む時間を確保する。

(3)教職員の意識改革の推進

- ・学校版「カエル会議」の普及を促進する。
- ・学校自己評価の項目や自己評価シートの目標に働き方改革に関する内容を設定することを推進し、業務改善に向けた意識改革を促す。
- ・月1回の「ふれあいデー」の周知や定時退勤日の設定を働きかけ、定時退勤しやすい環境を整備する。
- ・夏季休業中に「学校閉庁日」を設定し、計画的な休暇取得に取り組む。

4 保護者や地域の理解と連携の促進

(1)教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ・「志木市立小中学校における働き方改革基本方針」を市や学校のホームページを通じて保護者や地域に周知し、理解促進を図る。
- ・学校応援団や放課後志木っ子タイム、地域諸団体（スポーツ等）等と連携し、社会全体で子どもを育成する取組を支援する。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を活かし、学校教育への地域住民の参画を推進する。

(2)「学校閉庁日」の設定や「留守番応答機能付き電話」の設置への理解促進

- ・夏季休業中の「学校閉庁日」の設定について、保護者向け通知を配布するとともに、市ホームページや市広報誌に掲載・周知し、趣旨等の理解を促進する。
- ・「留守番応答機能付き電話」の設置について、保護者向け通知を配布して周知し、趣旨等の理解を促進する。

(3)「志木市立中学校の部活動方針」の推進

- ・「志木市立中学校の部活動方針」を市ホームページに、各中学校の「学校の部活動に係る活動方針」を各校のホームページに掲載することで、保護者や地域に周知し、意義等の理解を促進する。